

会報 習志野隊友

支部総会懇親会中止のお知らせ

隊友会習志野支部は、毎年六月、支部総会を兼ねた懇親会を開催し、支部会員の融和親睦と会員相互の情報交換を図るを例としています。

しかしながら、今年に入つての思いもよらない新型コロナウイルスの世界的蔓延、賑やかに杯を挙げて歓談することなど許されない状況に鑑み、六月の支部総会・懇親会の実施は、一旦延期して模様を見ることといたしました。しかし、爆発的伝染は収まったかに見えますが、この首都圏界限での毎日の感染者数は高止まりの状況で予断を許さず、この度、支部長の独断で、令和 2 年度隊友会習志野支部総会・懇親会は、中止することに決しましたのでお知らせします。

幸い、支部総会の席上でお諮りすべき格別の議題もありませんが、もし支部運営に関するご意見をお持ちの方があれば、個別に支部長宛て、手紙なりメールなり的手段でお届け下さい。

なお、毎年、支部総会の席上でご報告しております前年度支部会計収支報告は、令和元年度分について 本支

部会報の第 2 頁に掲示・報告申し上げますので、ご確認下さい。

千葉県隊友会の総会も書面による議案提示・議決となりましたし、隊友会及び関係諸団体の予定した行事・活動も軒並み中止となっております。

現役自衛隊においても同様、市民との交歓行事の殆どが中止となっておりますが、その中であつて、コロナウイルスの襲撃に必死に耐えながら、コロナウイルス対応活動、豪雨災害派遣活動などに休むことなく懸命に活動してくれている現職隊員諸君の労を心から労い、無事を祈念したいと思います。
(支部長 柚木文夫)

会員の声

コロナ禍に憲法改正を考える

昨年十二月に中国・武漢市で発生した新型コロナウイルスは、猖獗を極め世界的なパンデミックをもたらした。世界の感染者数は 1650 万人、東京都の人口を優に超える数字である。

わが国では、首相の「緊急事態宣言」発令を機に、国民の間で自粛ムードが浸透し、爆発的伝染は抑えられたかに見えるが、いまだに毎日数百人規模で感染者数は増え続け、今や全国で感染者数は 7 万人を超える(八月末現在)。

今回、アメリカなど欧米諸国が感染拡大阻止のために執つた措置は、きわめて厳しいものだった。これらの国では、憲法が国民の人権を厚く保障しているにも拘わらず、いざ国家的な緊急事態に遭遇するや、速やかに危機を乗り越えるために、一時的ではあるが様々な人権や私権の制限を行った。

例えば、アメリカでは、憲法上、大統領に強力な緊急措置権が認められているが、今回、トランプ大統領は「国家非常事態法」に基づいて「国家非常事態」を宣言した。この宣言発令により、大統領は法律で定めた伝染病対策を始めとする様々な強制的措置を執つた。イタリアでも、憲法の緊急事態条項に基づき、「外出制限令」が発令され、違反者には最高 35 万円の罰金が科せられた。フランスでも、憲法に基づき

大統領に強大な緊急措置権が認められているが、今回、仏政府は「非常事態法」に基づき、「外出の禁止」や「店舗の閉鎖」を命令し、違反者に罰金や禁固刑まで科する強制措置を執つた。

これに対して、今回、我が国で執られた緊急措置は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものだった。この特措法に基づき四月七日、

首相により 7 都府県に対して「緊急事態宣言」が発せられ、それを受けて、各都府県の知事らによって様々な緊急措置が執られた。

まず執られたのが「外出自粛」の「要請」、更に商業施設等に対する「休業」の「要請」である。しかし、これらはいずれも「命令」ではないため、強制力も罰則もない。

従つて、何度「要請」を受けても一向に休業しないパチンコ店があつても取り締まる術がない。しかも、政府の外出自粛の呼び掛けを無視して、わざわざ県外のパチンコ店に出かける人も後を絶たない体たらくである。また、知事らの度重なる「協力要請」を無視して強行された格闘技の大規模イベントのことも記憶に新しい。

大多数の国民が「自粛」に協力し、この国家緊急事態を乗り切ろうとしているときに、自分勝手な行動で他者の安全と生存を脅かす人がいても、現行憲法とそれに基づく法制下では、どうすることも出来ない。こんな状況で、もし感染爆発が起きたらどうするか。問題なのは、現憲法に、首相に国家緊急事態宣言を発する権限(緊急大権)がないことにある。連合国軍総司令部から占領時に押し付けられた現憲法は、日本弱体化を目的に作文されたもので、人権への配慮ばかりが優先され、国家有事における私権の制限などは考慮の外だったと言わざるを得ない。

世界の殆どの国々は、憲法上に、国

家的な危機を克服し国民の生命と安全を守る目的で、緊急事態条項を明記している。今回のコロナ危機の教訓を反芻し、我々も世界の国々にならって、我が国の憲法に相応しい緊急事態条項を考え、国家的な危機に平素から備えておく必要性を痛感するものである。

コロナ禍をきっかけに憲法改正論議をすること自体を「悪乗り」と批判する向きもあるが、こんなときだからこそ、国民も真剣に憲法改正論議に向き合えるのでなからうか。(会員 Y)

行事等のお知らせなど

▽ **行事等の実施・参加**

○ **千葉県護国神社春季例大祭**

四月十日、千葉県護国神社において春季例大祭が執り行われた。コロナ禍の中、一般参列者の参殿は取止めとなり、神職のみによる祭祀が厳かに執り行われた。

なお、大祭に先立つ四月四日、社境内の清掃奉仕に、40名の隊友会員が参加し汗を流した。加えて千葉県郷友連会員10名の協力参加があった。

○ **千葉県隊友会総会**

四月開催予定だった令和二年度千葉

県隊友会総会は、コロナウイルス感染防止の観点から、書面による総会となり、各会員の返信ハガキによる票決により、議案は原案どおり可決された。

○ **習志野自衛隊の諸行事**

四月開催の習志野駐屯地創立記念行事はコロナウイルス感染防止のため一般参加者の参加を取止め、現職隊員の

みにより記念式典が実施された。また八月恒例の習志野駐屯地夏まつりは、同様の理由で中止となった。

▽ **行事等の今後の予定**

○ **千葉県護国神社秋季例大祭**

十月十日、千葉県護国神社にて開催

されるが、コロナウイルス感染防止のため、一般参集者の参殿はなく、神職のみによる祭祀執行の予定。なお、千葉県隊友会の行う奉仕活動は、本年も十月三日、社境内清掃奉仕を予定。会員有志の参加を乞う。

○ **その他の参加予定行事等**

全て予定困難。

隊友会習志野支部長
柚木 文夫 殿

会計担当 野本三藏

会計報告(通常経費) 令和元年度

日付	収入		支出	
	項目	金額	金額	項目
H31. 4. 1	前年度繰り越し	79,167		
4. 15			750	支部総会・佐藤正久講演会 案内印刷 コピー×150枚
4. 23			2,624	支部総会案内 郵送×32通
R1. 6. 22	支部総会、懇親会(@4,000×12人)	48,000		
6. 22			48,000	隊友会支部総会 懇親会
7. 28	防災講習会支援の謝礼金	10,000		
8. 3			5,000	駐屯地夏祭り祝儀
9. 11			874	支部会報27号×81部 印刷
9. 17			2,972	支部会報27号×81部 郵送
11. 16			1,000	殉職隊員追悼式 会食代
12. 3			5,000	R2初降下激励 酒代
R2. 1. 12			5,000	R2初降下訓練 会食代
2. 27			544	支部会報28号×82部 印刷
3. 19			3,296	支部会報28号×39部 郵送
	収入計	137,167	75,060	支出計
	次年度繰り越し	62,107		

令和元年度会計監査(通常経費)

審査の結果、相違の無いことを認める。
監査役 坂本興紀 印
監査日 令和2年5月25日